

いただいたご質問への回答

ご質問	ご回答
<p>仙台市ではどのくらいまでの範囲の利用者を想定しているのか。障害の程度、年齢、男女比等について伺いたい。</p>	<p>「（参考資料）説明会配布資料（事業実施状況1）」をご参照ください。令和3年4月から令和5年12月末までに緊急受入れを行った実人数73名のうち、男性は43名、女性は30名でした。年齢は、20歳未満が8%、20～40歳代が63%を占め、それ以上の年代の方が29%です。 障害の程度については詳しく把握しておりませんが、中度から重度の方が多くを占める状況と考えられます。</p>
<p>これまで年間の対応件数は何件あったのか。</p>	<p>「（参考資料）説明会配布資料（事業実施状況1）」をご参照ください。令和3年4月から令和5年12月末までに実施された緊急受入れは延べ85件であり、年間平均30件程度となります。</p>
<p>障害福祉手帳や障害福祉サービス受給者証がない方も対象となるのか。</p>	<p>手帳や受給者証の有無にかかわらず、支援の対象とすることを想定しております。</p>
<p>仙台市としては、緊急用居室を何室と想定しているか。</p>	<p>一室と想定しています。緊急用居室で受け入れを行っている間も、可能な範囲で新たな居室を確保いただくようお願いしておりますが、本事業の委託料で措置されるのは一室分限りとなります。</p>
<p>今回選定するのは1事業所か。例えば区ごとに1箇所ずつ設置する等の予定はあるのか。</p>	<p>今回選定するのは、仙台市内で1箇所のみの想定です。</p>
<p>募集要項16ページの仙台市地域生活支援拠点事業企画提案書作成要領、冒頭3行目に記載のある、別添「仙台市障害者自立支援協議会 地域生活支援拠点等検討部会検討結果報告書」はどこで確認可能か。</p>	<p>申し訳ございません。募集要項上のこの記載は削除漏れでございました。当該報告書については、現在も仙台市のホームページ上、自立支援協議会のページ（平成29年度第2回）に「案」が掲載されており、その後案のとおり承認されておりますが、利用者の事前登録制度など、現在とは運用を変えている点もございますため、あくまで参考としてご覧いただけますと幸いです。</p>
<p>下記について、R3～R5の実績はいかがか。 （1）相談件数および内容、（2）緊急受入れ件数（日・月別）、（3）対応状態（状態像）、（4）対応事例</p>	<p>概要については、「（参考資料）説明会配布資料（事業実施状況1）」をご参照ください。 （1）相談件数および内容：令和5年度における相談件数は、R5.4～R5.12までの9カ月間で延べ1291件（月平均：約140件）となっております。相談内容といたしましては、緊急受入れに関することや住まいの確保など社会資源の活用に関すること、在宅生活を継続するための環境調整に関すること等となっております。 （2）緊急受入れ件数（日・月別）：日別の受入れ件数は詳細に把握しておりませんが、月あたりの件数は最小で0件、最多で6件となっております。 （3）対応状態（状態像）：スライドの1にお示しのとおり、傾向としては精神障害・知的障害の方の利用が多くなっております。ただし、複数の障害をお持ちの方もいらっしゃいますので、目安としてとらえていただけますと幸いです。障害の程度は中度から重度の方が多い状況です。 （4）対応事例：スライドの2および4に、概要を掲載しております。</p>
<p>現存する建物で（アパートなどの賃貸）とりあえず開始して、地域に根差すため建物を購入し事業を行いたいと思うが、建物完成までは違う場所で事業を行ない、完成したら住所を変更し活動する事は可能か。</p>	<p>必ずしも不可とはしていませんが、場所の切り替えを行う際に、利用者の処遇や事業の実施に支障が出ないように十分に留意いただく必要はあります。想定されている賃貸物件や、その後購入する物件等で緊急用居室としての確実性が担保できるか、確認を要するため、ご想定の内容について選定委員会のプレゼンテーションにて、十分な説明をいただくことが望ましいと考えます。</p>
<p>利用者の宿泊費用は福祉型短期入所サービス費（1）が充当されると記載があるが、介護給付費の生じる短期入所事業を新規に行なう場合、その人員配置はどうなるのか。単純にコーディネーター2人を置くことで、人員基準は満たすものとして、兼務しても同一建物内事業で有ることなら構わないか。管理者の要件は支障がない場合、可と書いてあるが、支援員については記載がない。</p>	<p>本事業のコーディネート業務に従事する職員は常勤かつ専従としておりますので、本事業の業務委託仕様書（案）の7に示す勤務時間内においては、短期入所事業所の職員との兼務は不可となり、本事業の業務に専念していただくこととなります。（短期入所事業所としての人員配置基準は、本事業とは別途満たしていただく必要があります。）</p>

いただいたご質問へのご回答

ご質問	ご回答
<p>今回の拠点整備事業は多機能拠点整備型での募集か、面的整備型でもいいのか、それともそれらをMIXしたハイブリッド型として、新たな地域の実情に合わせた拠点整備のプレゼンを期待するものなのか。</p>	<p>本市には公的機関・民間事業所ともに数多くの支援機関が存在することから、既存の支援機関の間においてより強固なネットワークを構築し、拠点としての機能を発揮することが有用と考え、将来的には「面的整備型」を目指していくこととしております。ただし現状、本市においては、支援機関間のネットワークが十分に構築されるまで時間を要すると考えられることから、当面は本事業の受託事業者に、相談や緊急受入れ等、拠点としての複数の役割を担っていただくことを想定しております。本事業の業務委託仕様書（案）にお示しする委託業務の目的や、業務の内容をご確認いただき、それらを総合的に勘案した提案書の作成をお願いいたします。</p>
<p>国によるR6障害福祉サービス報酬改定では、次のように予定されているところである。 「相談系横断事項 相談支援人材の確保として、機能強化型の基本報酬を算定している相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。」 これについて、拠点利用者の計画作成モニタリングを、それらの者がコーディネーターの役割を担うものとして相談を受けた場合、地域生活支援等相談強化加算並びに地域体制強化共同支援加算は算定可能か。</p>	<p>加算の算定可否については、本事業の利用者であるか否かに関わらず、国の定める計画相談支援サービスの報酬に関する各種規定に基づきご判断ください。</p>
<p>この度の委託経費は人件費以外は福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）が充当されると記載があるが、介護給付費対象外サービスの料金、食事代の料金（実費）を頂くこととして提供した食事の費用や水光熱費は利用者負担で頂いてもいいものか。緊急受け入れは事前の契約などが無い状態でスタートする。また、短期入所の各種加算は短期入所の許可を取れば介護支援費請求で請求できるものか。</p>	<p>食費および水光熱費等につきまして、利用者に負担させることは可能です。短期入所の各種加算については、短期入所事業所としての指定を受ければ算定できる可能性があります。国の定める短期入所サービスの報酬に関する各種規定に基づきご判断ください。（本委託事業とは関係なく、一般的な短期入所事業所としての規定に照らしてご判断いただくこととなります。）</p>
<p>拠点事業への期待は障害児者にとどまらず様々な背景がある方が対象となると思われる。地域共生社会の実現に向けて、対象となる方が「世帯まるごと」となった際にも、利用者の宿泊費用は福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）が充当され、例えば世帯人数がたくさんいても1人の福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）しか委託経費対象とならず、請求できないのか。まるごと世帯支援を行った際の食事代や水光熱費などはどう負担されるか。利用者負担は生じるのか。</p>	<p>短期入所サービス費等、介護給付費としての請求が可能な場合は、短期入所サービスの報酬に関する告示等に基づきご判断いただくこととなります。受入れの対象者が短期入所の支給決定を受けていないなど、介護給付費としての請求ができない場合は、本事業の委託料により措置されることとなりますが、この場合、緊急受入れを行う利用者の人数にかかわらず、1名分の緊急用居室等確保に係る費用（業務委託仕様書上「11.委託経費」に基づき算出）のみが本事業の委託料で措置されることとなります。 末尾のご質問につきましては、直前のご質問への回答内容をご確認ください。</p>
<p>地域を作るためには蓄積も大切である。今までの事例や、どこにどうつながったなどの記録等ネットワークは引き継ぐべき事項でもありと思われるが、いままでのノウハウはどこまで公開し利用できるものなのか。</p>	<p>利用者の個人情報に係る記録については、支援の継続に必要な範囲で引き継ぐことを想定しておりますが、引継ぎの具体的な方法や範囲等、詳細につきましては、選定された事業者と個別に協議させていただきます。</p>
<p>委託経費は常勤2名分の人件費とあるが、これは常勤換算2名分という認識でいいか。従事者はもちろん常勤者は2名以上いるのだが、通常の指定特定相談支援業務もあるので、Aさん0.5、Bさん0.2、Cさん0.3、Dさん1.0のように、時間で委託業務を換算し、実質は4名以上の経費を賄っているという使い方ができるものか。委託経費計上の人件費の欄が4あるのと、様式4の実施体制表の従事者記載者が3名分ある事から、それらが可能か知りたい。またそれが可能な場合、常勤換算で何人まで賄うこととすることが出来るか知りたい。</p>	<p>本事業のコーディネート業務に従事する職員は常勤かつ専従としております。常勤換算で1名分未満の職員は実質非常勤であるため、常勤換算で2名以上となっても配置要件を満たすことはできません。</p>

いただいたご質問へのご回答

ご質問	ご回答
<p>過去拠点に緊急受け入れを依頼し、断られ、行政（アール）を通して再度依頼したところ受け入れられた事実があるが、拠点事業は属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応または繋ぐ機能、基本断らない相談が主となるが、過去の経験上優先順位はあるものなのか。</p>	<p>委託業務の内容は、業務委託仕様書（案）にお示しのとおりです。特段の優先順位は設けておりません。委託業務開始後に、業務実施のうえで判断に迷う事項が生じた場合は、本市にご相談いただくこととなります。</p>
<p>拠点事業の緊急受け入れを行うにあたり、短期入所等宿泊型施設の許認可を必ず取得しなくてはならないものか、それとも、コーディネーターを配備し共同生活援助事業などの宿泊型事業を行わなくても緊急受け入れベッドを1つ以上確保していれば、参加はだけでも可能という認識でいいか。もし可能であれば、夜間の人員配置等を気にせずホテルなどの避難場として管理するだけで事業が可能となる。その際の宿泊費に消費税はつくのかも知りたい。</p> <p>また、契約期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までとされていて委託期間で委託経費が出るのは、そこまで聞いたが、その期間を過ぎても、短期入所の許認可も取れたとして、短期入所と相談支援の併設事業所としての事業を継続していくことは可能か。それとも、期間を過ぎたら人員基準を満たさなくなるので、相談支援事業のみの運営となるのか。</p>	<p>応募可能な事業者の要件は、募集要項上「4 応募事業者の資格要件について」にお示しのとおりですが、仮にホテル等を緊急受け入れ居室として事業を実施した場合、居室確保の確実性やサポートの薄さにより、受け入れ対象が限定されてしまうことも考えられますので、そういった点をどのように補う想定であるか、選定委員会において十分にご説明いただくことが求められます。いずれにしても、本事業の委託料にて措置されるのは業務委託仕様書（案）上「11.委託経費」にお示しの金額のみであり、ホテルでの宿泊費の実費が支払われるものではありません。</p> <p>なお、委託事業終了後も、短期入所事業所等の指定を受け、短期入所事業所として事業を継続していくことは、当該サービスの指定要件を満たせば可能です。</p>
<p>機能強化型サービス利用支援費を算定する相談支援事業所の場合、一部の相談支援専門員については、業務への支障がなければ同一事業所の他事業所との兼務も可能となっているところであるが、本事業におけるコーディネーター業務への従事者は他事業との兼務不可で、完全な専従であることが求められるのか。</p>	<p>本委託業務の従事者は専従とし、兼務は不可としております。</p>
<p>医療的ケアを要する方も、緊急受け入れの対象者として想定されるのか。その場合、医療的ケアを要する方を受け入れる場合、喀痰吸引等の資格を有する介助者等の配置が必要となることが見込まれるが、見積もりにはそういった介助者の雇用に係る費用も盛り込むべきか。</p>	<p>医療的ケアを要する方や、強度行動障害をお持ちの方についても、緊急受け入れ対象者の範囲に含まれますが、必ずしも受託法人内の施設等で受け入れなければならないといったことではありません。施設設備や人員体制上、専門的な対応が求められる方の受け入れが困難であることも考えられますことから、そういった場合には重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネーターや専門相談機関等と連携の上、受け入れ先を調整する等により対応いただくことを想定しております。</p> <p>仮に受託法人内の施設等で受け入れを行う場合、介助者の配置が必要となることも想定されますが、当該配置に要する費用は本市からお支払いする委託料には含まれておりません。</p>
<p>委託料に含まれる人件費は、緊急受け入れを実際に行った件数により変動するものか。</p>	<p>人件費は、緊急受け入れの実績に応じて変動するものではありません。</p>
<p>今期は3年間の契約となっているが、3年の委託期間終了後も同事業者が継続して受託する想定か。</p>	<p>令和9年以降の取り扱いについては未定でございますが、現状では、令和6年度～令和8年度までの3年間の契約期間満了後は、改めて事業者を選定することを想定しております。</p>